

○盛岡市運動公園条例

平成17年12月26日条例第118号

改正

平成23年8月30日条例第32号

平成23年12月26日条例第49号

平成27年10月30日条例第40号

平成27年12月24日条例第53号

平成28年12月22日条例第55号

盛岡市運動公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、運動公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 運動公園を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市洺民運動公園	盛岡市川崎字川崎1番地1

(開設期間及び使用時間)

第3条 運動公園のうち野球場、陸上競技場、総合体育館、屋内相撲場及びB&G海洋センタープール（以下「有料公園施設」という。）の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する運動公園にあつては、指定管理者。以下次条、第6条から第8条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
野球場、陸上競技場、総合体育館及び屋内相撲場	通年	午前8時から午後9時まで
B&G海洋センタープール	6月1日から9月30日まで	午前9時から午後9時まで

(休場日等)

第4条 有料公園施設の休場日及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、若しくは開館し、又はこれら以外の日に臨時に休場し、若しくは休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
(禁止行為)

第5条 運動公園においては、次に掲げる行為（有料公園施設にあつては、第8号の行為を除く。）をしてはならない。

- (1) 運動公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (7) 指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
(有料公園施設)

第6条 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、有料公園施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理上適当でないとき。

3 市長は、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の制限)

第7条 運動公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。
- (3) 音楽、芸能等の興行を行うこと。
- (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために運動公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (6) 有料公園施設において、印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、運動公園の管理上必要があると認めたとき又は第6条第1項若しくは前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、第6条第3項（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくは運動公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により第6条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第6条第1項又は前条第1項の許可を受けた後において第6条第2項各号（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第6条第3項の条件に違反したとき。

(使用料)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

3 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第10条 指定管理者が管理する運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する運動公園にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により

運動公園を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 運動公園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手續)

第15条 運動公園の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第16条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第17条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第18条 指定管理者の行う運動公園の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第19条 運動公園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、若しくは開館し、又は臨時に休場し、若しくは休館すること。
- (3) 第6条第1項又は第7条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項又は第7条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第7条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第8条の規定に基づき、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、第6条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは運動公園からの退去を命ずること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 有料公園施設の使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、運動公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。ただし、第4条第2項及び第9条の規定（指定管理者に係る部分に限る。）並びに第8条、第12条から第18条まで及び附則第6項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 玉山村の編入の日前に旧村立運動公園条例（昭和53年玉山村条例第8号）の規定に基づきなさ

れた手続、処分その他の行為は、次項に定めるもののほか、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

- 3 玉山村の編入の日前に旧村立運動公園条例の規定に基づきなされた許可に係る使用料については、同条例の例による。
- 4 運動公園の管理は、この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間、玉山村体育協会に委託する。
- 5 玉山村の編入の日前に旧玉山村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年玉山村条例第31号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 6 第12条から第18条までの規定の施行の際第4条第2項又は第5条第1項の規定により教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又は第12条から第18条までの規定の施行の日前に第4条第2項又は第5条第1項の許可を受けるために教育委員会に対してなされた申請で同日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 7 第13条及び第14条に規定する指定の手続等は、第12条から第18条までの規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成23年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第49号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成27年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第53号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第55号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

(1) 野球場

区分	使用料	
	土曜日及び休日	その他の日

			1 時間まで ごとに	1 日までご とに	1 時間まで ごとに	1 日までご とに
料金を徴収 しない場合	アマチュア 野球に使用 する場合	一般	520円	3,360円	310円	2,000円
		高等学校生 徒以下の者	260円	1,680円	150円	1,000円
	その他の催しに使用する場 合		1,360円	8,730円	1,050円	6,720円
料金を徴収 する場合	アマチュア 野球に使用 する場合	一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円
		高等学校生 徒以下の者	840円	5,370円	520円	3,360円
	その他の催しに使用する場 合		使用する日ごとにその日の 最高入場料の100人分に相 当する額（その額が63,000 円に満たない場合は、 63,000円）		使用する日ごとにその日の 最高入場料の100人分に相 当する額（その額が52,500 円に満たない場合は、 52,500円）	

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

(2) 陸上競技場

区分			使用料	
			1 時間までごとに	1 日までごとに
料金を徴収 しない場合	アマチュア競技に 使用する場 合	一般	310円	2,300円
		高等学校生徒 以下の者	150円	1,150円
	個人で使用する場 合（1人につき）	一般	100円	—
		高等学校生徒 以下の者	50円	—
	その他の催しに使用する場 合		730円	5,400円
料金を徴収	アマチュア競技に	一般	880円	6,510円

する場合	使用する場合	高等学校生徒 以下の者	630円	4,660円
	その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の200人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	

備考

- 1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。
- 2 アマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(3) 総合体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分				1時間までごとに	1日までごとに
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	1,040円	6,720円
			高等学校生徒以下の者	520円	3,360円
			その他の催しに使用する場合	1,680円	10,750円
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	2,300円	14,780円
			高等学校生徒以下の者	1,150円	7,390円
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円
		営利を目的とする場合	8,400円	53,760円	
柔剣道場	アマチュア競技に使用する場合		一般	420円	2,680円
			高等学校生徒以下の者	210円	1,340円
			その他の催しに使用する場合	630円	4,030円
多目的ホール	アマチュア競技に使用する場合		一般	310円	2,000円
			高等学校生徒以下の者	150円	1,000円

	その他の催しに使用する場合	470円	3,020円
会議室及び談話室		100円	—
遊戯室	一般	210円	1,340円
	高等学校生徒	100円	670円
	以下の者		

備考

- 1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
 - 2 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
 - 3 暖房を使用する場合は、規則で定める暖房料を徴収する。
- イ 一般使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒 以下の者
アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円
トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円
柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円
多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円
更衣室	1人1回につき	100円	100円

(4) 屋内相撲場

ア 貸切使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒 以下の者
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円

- イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあつては100円、高等学校生徒以下の者にあつては50円

(5) B&G海洋センタープール

区分	使用料（1人1回につき）		
	午前9時から正	午後1時から午	午後6時から午

	午まで	後4時まで	後9時まで
一般	210円	210円	310円
高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円

別表第2（第9条関係）

区分	使用料	
	単位	金額
物品を販売し，又は頒布すること。	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに 840円
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに 260円
業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為	撮影機1台1日までごとに	90円
音楽，芸能等の興行	1日までごとに	5,100円
集会，展示会その他これらに類する催し	1日までごとに	1,360円